

資 料 提 供

令和 8 年 8 月 24 日

課名：食品生活衛生課

担当：大原

内線：3 1 0 2

直通：082-513-3104

「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」（素案）に係る 県民意見の募集（パブリックコメント）の実施について

1 要 旨

広島県では、食品の安全安心確保のための計画として、「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」（以下プランという。）を定めており、この計画に基づいて、生産者・事業者、消費者及び行政が、主体的に役割を果たしながら互いに協働して、食品の安全安心対策に取り組んでいる。

この度、現行プランの取組期間が令和 8 年 10 月で終了となることから、プランの改定素案をとりまとめたので、県民の皆様からの御意見を幅広く募集する。

2 募集する意見

「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」（素案）に対する意見

3 募集期間

令和 8 年 8 月 24 日（月）～令和 8 年 9 月 24 日（木）

（郵送の場合は、令和 8 年 9 月 24 日（木）消印まで）

4 意見の提出方法

別紙「御意見記入用紙」を次のいずれかの方法で提出する。

なお、御意見を正確に把握するため、電話での意見の受付はしていない。

- (1) 電子メール fuseikatsu@pref.hiroshima.lg.jp

※ 件名に「食品の安全に関する基本方針及び推進プランパブリックコメント」と記入

- (2) 郵送 〒730-8511 広島市中区基町 10-52

広島県健康福祉局 食品生活衛生課 食品衛生グループ

- (3) Fax 0 8 2 - 2 2 7 - 1 0 5 7

5 意見の取扱い

- (1) お寄せいただいた御意見は、計画策定の参考にする。
- (2) 個人が識別される情報を除いた上で公表する場合がある。
- (3) 意見に対する個別の回答は行わないが、県の考え方については、類似の意見をまとめた上で、上記(2)と併せて公表する。

6 資料の閲覧

(1) 広島県ホームページ

【県民意見募集（パブリックコメント）】のページ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/58/fsplan-public-comment.html>

(2) 閲覧場所

機 関 名		所在地	電 話
行政情報コーナー（県庁南館 1 階）		広島市中区基町 10-52	082-513-2380
健康福祉局食品生活衛生課 （県庁本館 5 階）			082-513-3106
西部厚生 環境事務所	生活衛生課	廿日市市桜尾 2-2-68	0829-32-1181(代表)
	広島支所生活衛生課	広島市中区基町 10-52	082-228 -2111(代表)
	呉支所衛生環境課	呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400(代表)
西部東厚生 環境事務所	生活衛生課	東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911(代表)
東部厚生 環境事務所	生活衛生課	尾道市古浜町 26-12	0848-25-2011(代表)
	福山支所衛生環境課	福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311(代表)
北部厚生 環境事務所	生活衛生課	三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181(代表)

※ 閲覧可能時間

土曜日、日曜日、祝日、年末年始等の閉庁日を除き、

- ・ 行政情報コーナー : 8:45～17:00
- ・ その他の機関 : 8:30～17:00（12:00～13:00を除く）

※ 時間や場所にとらわれない、ホームページからの閲覧が便利です。

7 問合先

広島県健康福祉局食品生活衛生課 食品衛生グループ 電話：082-513-3104